

2010 年度全国情報公開度調査について（概要）

2011 年 8 月

全国市民オンブズマン連絡会議

【調査対象と方法】全国の 44 都道府県、東京 23 区、748 市（政令市、中核市を含む）の 2011 年 4 月 1 日を基準とした条例とその運用についてアンケートを送付し、その後メールか FAX で確認する方法で調査。全市調査は昨年引き続き 2 回目。回答は 815 自治体。（採点可能は 809 自治体）

【採点方法】

基準に従って配点。昨年に引き続き、都道府県単位で平均点を出した。

【調査結果】

- ①都道府県内の自治体平均点 1 位は神奈川県、最下位は高知県。所属する都道府県庁での条例の規定または運用に影響される傾向がある。
- ②都道府県、政令市に比較してそれ以外の市の素点が低い（情報公開度が低い）。
- ③議会の議事録、本会議中継の公開状況調査結果で、急速に実施議会が増えていることが判明した。
- ④請求権者「何人も請求できる」が 500 自治体。全国的な流れにもかかわらず、原発立地自治体では 2 市のみ（別稿「原発と地方行政の透明性」参照）
- ⑤2 分の 1 以上出資法人の情報公開 条例に開示規定があるのが 659 自治体。
- ⑥コピー代
最高額 50 円（岡山県美作市）
- ⑦その他